

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

新宿区長

公表日

令和6年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	新宿区は、地方税法、国民健康保険法(昭和33年法第192号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)に基づき、以下の事務を行っている。 1. 被保険者資格の取得・喪失・変更に関する事務 2. 被保険者に対する被保険者証等の交付、給付関連証の認定・交付に関する事務 3. 療養等給付、付加給付に関する事務 4. 療養等給付における一部減額・減免に関する事務 5. 滞納者に対する療養等給付に関する事務 6. 保険料の賦課(計算)に関する事務 7. 保険料の徴収に関する事務
③システムの名称	保険料(税)賦課システム、資格管理システム、給付システム、保険料(税)収納システム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム(コミュニケーションサーバー)、電話催告システム、国保総合システム、国保情報集約システム、住民記録システム、税務情報トータルシステム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表第一の30の項 2. 番号法第9条第2項 3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部医療保険年金課
②所属長の役職名	医療保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話:03-5273-3880(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宿区健康部医療保険年金課 〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 電話:03-5273-3880(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法第192号)に基づき、以下の事務を行っている。	新宿区は、地方税法、国民健康保険法(昭和33年法第192号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)に基づき、以下の事務を行っている。	事前	
平成29年5月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保情報トータルシステム、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム(コミュニケーションサーバー)、滞納整理支援システム、電話催告システム、国保総合システム、住民記録システム、税務情報トータルシステム	国保情報トータルシステム(平成31年1月まで)、保険料(税)賦課システム(平成31年2月から)、資格管理システム(平成31年2月から)、給付システム(平成31年2月から)、保険料(税)収納システム(平成31年2月から)、団体内統合宛名等システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム(コミュニケーションサーバー)、滞納整理支援システム(平成31年1月まで)、電話催告システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム、住民記録システム、税務情報トータルシステム	事前	
平成29年5月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	(平成31年1月まで) 国民健康保険情報ファイル(平成31年2月から) (1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収滞納ファイル	事前	
平成29年5月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表第一の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の第24条 3. 番号法第9条第2項に基づく条例(制定予定)	1. 番号法第9条第1項別表第一の30の項2. 番号法第9条第2項3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	事前	
平成29年5月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表二【情報提供の根拠】(情報提供者に「医療保険者(それに類するもの)」が含まれる項 1・2・3・4・5・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・80・87・88・93・97・106・109・120 【情報照会の根拠】(情報照会者が「市区町村」で国民健康保険に関する事務の項 42・43・44	番号法第19条第7号(別表二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120(別表二における情報照会の根拠)・42,43,44,45	事前	
平成29年5月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	医療保険年金課長 小沢 健吾	医療保険年金課長 村山 透	事前	
平成29年5月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事前	
平成29年5月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事前	
平成30年6月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	-	医療保険年金課長	事後	
令和1年6月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	-	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の手が行われるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	-	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	自己点検	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓 発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	
令和2年7月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	国保情報トータルシステム(平成31年1月ま で)、保険料(税)賦課システム(平成31年2月 から)、資格管理システム(平成31年2月か ら)、給付システム(平成31年2月から)、保険 料(税)収納システム(平成31年2月から)、団 体内統合宛名等システム、中間サーバー、住 民基本台帳ネットワークシステム(コミュニ ケーションサーバー)、電話催告システム、国 保総合システム、国保情報集約システム、住 民記録システム、税務情報トータルシステム、 医療保険者等向け中間サーバー等	保険料(税)賦課システム、資格管理システ ム、給付システム、保険料(税)収納システム、 団体内統合宛名等システム、中間サーバー、 住民基本台帳ネットワークシステム(コミュニ ケーションサーバー)、電話催告システム、国 保総合システム、国保情報集約システム、住 民記録システム、税務情報トータルシステム、 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年7月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(平成31年1月まで) 国民健康保険情報ファイル (平成31年2月から) (1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収納ファイル	(1)国保賦課ファイル (2)国保資格ファイル (3)国保給付ファイル (4)国保収納ファイル	事後	
令和3年1月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年1月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月23日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	
令和5年6月23日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事前	